

地域活性化起業人制度とは

三大都市圏（※1）に**所在する企業**と**地方圏の地方自治体**が、協定書に基づき、**社員を地方自治体**に一定期間（6か月から3年）**派遣**し、地方自治体が取組む地域課題に対し、社員の専門的なノウハウや知見を活かしながら**即戦力人材として業務に従事**することで、地域活性化を図る取組です。

【地域活性化起業人（企業派遣型）の要件】

- **企業と地方自治体**が協定を締結
- 受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**

【国による支援】

- 地方自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費（※2）
上限額 年間**560万円／人等**

※1 三大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

※2 派遣期間中の社員の給与等に係る経費については、企業と自治体の協定により決定することとなります。

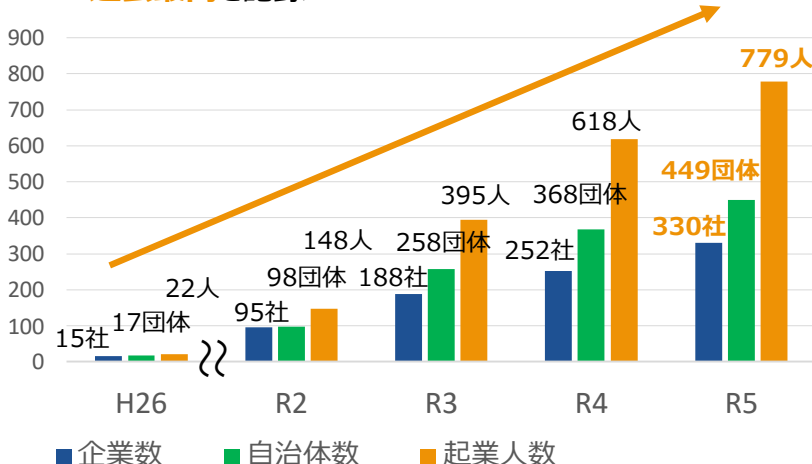
制度のメリット

- | | |
|------------|---|
| 企業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の新しい形の社会貢献 ● 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ ● 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見 |
| 社員 | <ul style="list-style-type: none"> ● 個人としての社会貢献 ● 多彩な経験による自己研鑽・キャリアアップ |
| 自治体 | <ul style="list-style-type: none"> ● 民間企業の専門知識・業務経験・人脈・ノウハウの活用 ● 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感を得ながら取組を展開 |

起業人数、自治体数、企業数

※地域活性化起業人（企業派遣型）

- 令和5年度は、起業人数（779人）、自治体数（449団体）、企業数（330社）のいずれも**過去最高**を記録



企業例（令和5年度）	
株式会社JTB	43
合同会社DMM.com	42
日本航空株式会社	41
ソフトバンク株式会社	27
合同会社EXNOA	24
ANAあきんど株式会社	22
株式会社ぐるなび	17
AKKODiSコンサルティング株式会社	15
株式会社CASE	14
西日本旅客鉄道株式会社	13

※派遣人数の多い順に抜粋

地域活性化起業人制度を活用するには

地域活性化起業人（企業派遣型）の制度活用までの流れ（例）



企業と自治体のマッチング

地方自治体の
取組みたい課題と
企業の人材活用のニーズ
の一致



企業と自治体との間で協定書案を作成



具体的な
勤務条件や業務内容、人選
等を両者で調整



協定書の締結



起業人の派遣開始

起業人に対して両者から
フォローアップ



※派遣期間は6か月以上3年以内

今年度からは、企業派遣型に加え、社員個人の副業型がスタートします

近年、企業が社員の副業を認める流れの中、都市部の企業人材が個人として「自らのスキルを社会貢献に活かしたい」というニーズも増加しており、企業からの派遣だけではなく、**個人の副業の方式**も令和6年度から制度の対象となりました。

民間企業

【企業派遣型】

- 要件
 - ・企業と自治体が協定を締結
 - ・受入自治体区域内での勤務日数が**月の半分以上**
- 国の措置
派遣期間中の社員の給与等に係る経費
(上限560万円/人)

【副業型】

- 要件
 - ・企業に所属する**個人**と自治体が協定を締結
(フリーランス人材は対象外)
 - ・勤務日数・時間 **月4日以上かつ月20時間以上**
 - ・受入自治体における滞在日数は**月1日以上**
- 国の措置
副業期間中に要する経費 (報償費等 **上限100万円/人**
+ 旅費 **上限100万円/人** (合計の上限200万円/人))

社員個人

協定締結

<新規>
副業型
協定締結

自治体

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取組む市町村及び人口減少率が高い市町村

(対象：1,432市町村)

※R5.4.1現在

地域活性化起業人（企業派遣型） 活用事例

株式会社JTB × 島根県 隠岐の島町 （観光振興等）

【取組内容・成果】

（派遣日：令和4年7月～）

① ジオパーク周遊コンテンツの開発

- ユネスコ世界ジオパークの認定10周年を記念し、隠岐諸島の4島を巡る周遊コンテンツを開発。ジオパークの魅力を1つのストーリーで結び付け、ゲーム感覚で楽しみながら学べるコンテンツとして謎解き宝探しを設置し、4島の滞在時間の拡大や消費単価の拡大を図った。



② 「JTB×隠岐CM」の放映（魅力発信）

- 女優を活用したJTBのCMを隠岐で撮影し、6か月間放映。起業人自身も取材を受け、起業人としての取組内容、想いなどを動画にまとめ、JTB公式YouTubeチャンネルで公開。その他、JTBの隠岐パンフレットを作成し、販売チャネルの拡大を実施。



合同会社DMM.com × 福岡県 大川市 （自治体DX等）

【取組内容・成果】

（派遣日：令和5年4月～）

① LINEデジタル総合窓口

- 従来は来庁の必要があった証明書の申請や行政手続を、LINEで申請から決済まで完結するサービスを開発導入。
- 令和6年2月に開始した「出産・子育て応援給付金申請」では、開始2か月で250件以上、全体の96%をオンライン化することに成功。



② 市民向けのデジタル体験会

- 子育てや介護などにより、時間的制約のある女性や、就職先・職種の少なさから市外に流出しがちだった学生を対象に、Webデザインなどのデジタルスキルを身に付けることで新たな働き方を実現するための研修・体験会を開催。



Q.地域活性化起業人を派遣できる対象はどの自治体ですか？

A.派遣できる自治体は以下のとおりです。

- ① 3大都市圏外の市町村
- ② 3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

(R5.4.1現在)



Q.制度の活用開始時期に期限はありますか。

A. 制度の活用はいつでも可能です。なお、自治体が負担する派遣期間中の社員の給与等に係る経費に対する国からの措置については、年度の中途から社員の派遣を開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることにご留意願います。

Q.企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えても良いでしょうか。

A. 地域活性化起業人は、6か月以上3年以内の期間、企業から継続して自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、企業から派遣した社員について、派遣期間が継続して6か月以上である必要があります。

Q.支店、支社等から地域活性化起業人を派遣することはできますか。

A. 三大都市圏に本社機能を有する企業に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人を派遣することができます。

ただし、企業からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する社員は除くこととしておりますのでご注意ください。

協定書のチェックリスト ※地域活性化起業人（企業派遣型）

- 協定の締結に際し、受入自治体と派遣元企業にて十分に協議した上で、主に下記の項目を満たす必要があります。

- 地域独自の魅力や価値の向上に繋がる業務内容となっていること。
- 派遣期間は6か月以上3年以内の期間であること。
- 起業人は、派遣元企業において入社後3か月以上の勤務歴があること。
- 起業人は派遣元企業からの派遣の際、現に受入自治体の区域内に勤務する者ではないこと。
- 起業人の受入自治体と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事していないこと。
- 同一の派遣元企業から起業人としての派遣人数が2名以内となっていること。 等

※その他にも必須項目があるため、詳細なチェックリストは総務省HPをご確認ください。

